

第 1 学年保護者 様

鴻巣市立下忍小学校
校 長 上岡 勝

令和 7 年度以降における地震発生等の災害に係る「児童引き渡し」について

清明の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 5・6 年度の「引き渡し訓練訓練」の状況を踏まえ、令和 7 年度以降、地震発生等の災害に係る児童引き渡しについて、原則として下記のとおりといたします。

保護者の皆様におかれましては、下記をご確認いただき、災害時に備えていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 「児童引き渡し」基準

- (1) 児童が学校にいるとき、鴻巣市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。
- (2) (1)以外の災害等に対し、学校が「児童引き渡し」が必要であると判断した場合。

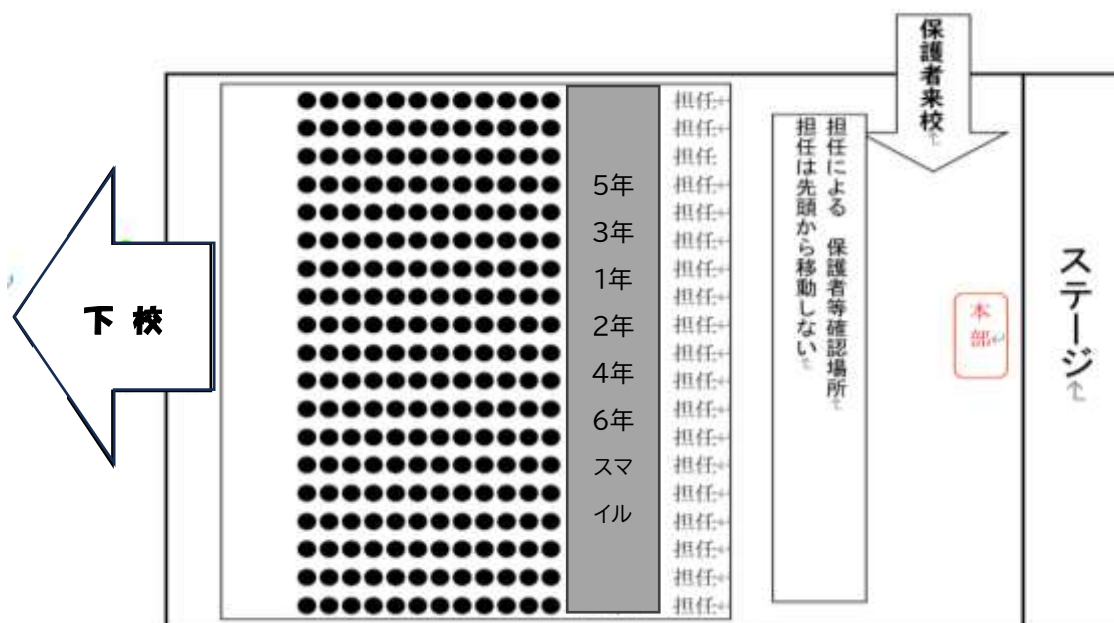
以上、(1)(2) が起きた場合、児童を学校に留置き、別途提出いただく「引渡ししカード」に基づき、来校いただいた引き取り者（保護者等）に「児童引き渡し」を行います。

2 「児童引き渡し」手順（下線部が、令和 7 年度の大きな変更点となります）

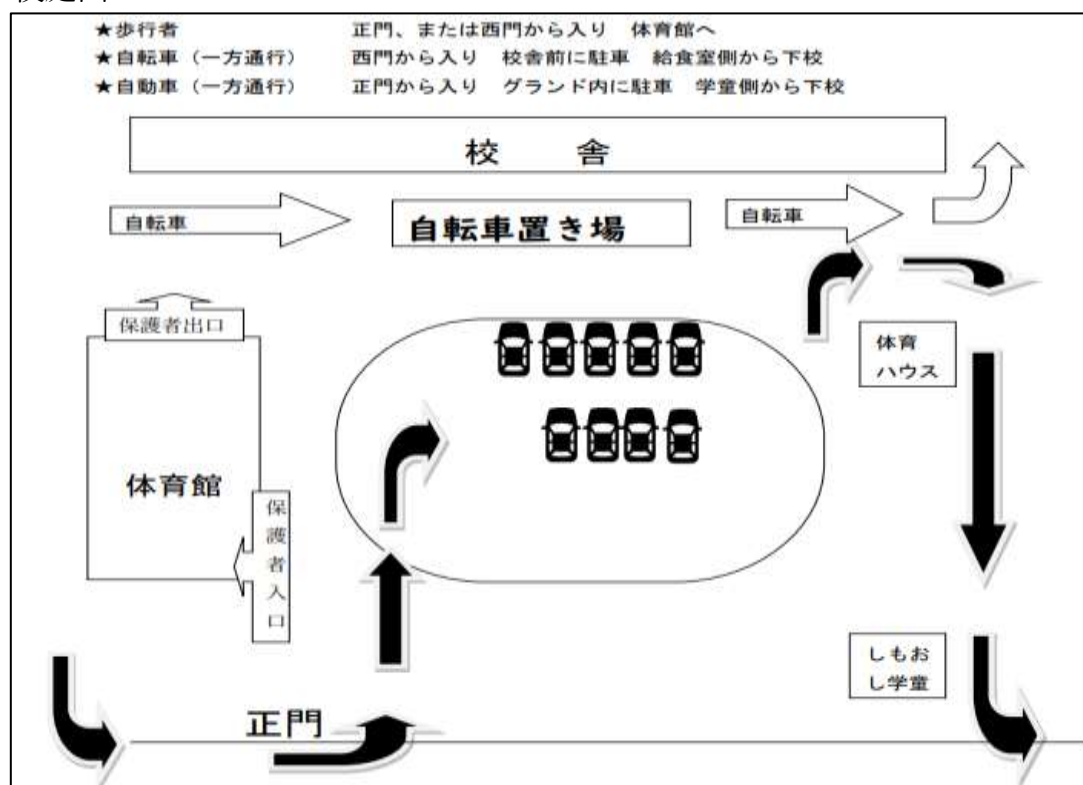
- (1) 「1 (1)」に示したとおり、震度 5 弱以上の地震等の災害が起こった場合、「引き渡しカード」に記された引き取り者（保護者等）が、遅滞なく来校ください。なお、「1 (2)」の場合についても、以下同様です。
※災害発生時は、メール等での学校からの情報発信ができない可能性もあります。学校からの連絡を待つことなくご来校ください。
- (2) 引き取り者（保護者等）が来校される時の交通手段は、原則として、今までどおり、徒歩か自転車とします。ただし、学区が広範囲にわたること等を鑑み、地区に関係なく自家用車等での来校を認めます。【R7 変更部分】なお、自家用車の進入は、正門から入り校庭となります。裏面「4 校庭図」を確認ください。
※曙駐車場は道路の狭隘であり、出入り口が一ヶ所となることから、大きな混乱が予想されるため、当該緊急時は開放いたしません。
※令和 7 年度の家数数は 4 5 0 前後となり、「児童引き渡し」時の交通混乱も予想されます。極力、徒歩、自転車での来校をお願いします。
- (3) 保護者等は、来校後、所定の位置に自転車や車両を止め、体育館で児童を引き取ってください。
- (4) 児童は退避行動の後、体育館へ移動し、学級毎に 2 列で整列、待機しています。
- (5) 兄弟姉妹がいる場合は、下学年から引き取るようにしてください。
- (6) 教職員が、引き渡しカードで引き取り者を確認し、児童を引き渡します。

3 体育館図

- ・児童は座って待機しています。
- ・保護者は、靴をもって体育館（校庭側ドアより）に入ってください。
- ・職員は、学年カラーのビブスを着用しています。



4 校庭図



- 5 備考
- ・令和7年度以降の対応としておりますが、変更がある場合は、都度、お手紙でお知らせいたします。
 - ・ご質問等ございましたら、下忍小学校（教頭）までお問い合わせ下さい。
- 【電話：548-2300】